

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 規 則

○北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則…………… (税務課) 1

## 規 則

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第34号

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則

(北海道税条例施行規則の一部改正)

**第1条** 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第67条の7第1項の表中「1,000分の11.88」を「1,000分の12.1」に、「1,000分の7.56」を「1,000分の7.7」に、「1,000分の4.32」を「1,000分の4.4」に改める。

附則第27項を附則第29項とする。

附則第26項中「規定」を「規定の適用」に、「同項」を「同項ただし書」に改め、同項を附則第28項とする。

附則第25項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「第49条の7第2項第6号」を「同号」に改め、同項を附則第27項とする。

附則第24項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「第49条の7第2項第1号」を「同号」に改め、同項を附則第26項とし、附則第23項を附則第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 条例附則第8条の5第1項、第3項、第5項又は第6項の規定の適用がある場合における第68条の3第1項の規定の適用については、同項中「第64条」とあるのは、「附則第8条の5第1項(同条第3項、第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と読み替えるものとする。

附則中第22項を第23項とし、第21項を第22項とする。

附則第20項中「附則第8条の3」を「附則第8条の3第1項」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「附則第8条の3」を「附則第8条の3第1項」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第20項とし、附則第18項の次に次の1項を加える。

19 条例附則第8条の2の10に規定する規則で定めるバスは、その取得に関して地方バス路線維持のための国又は道の補助を受ける一般乗合用のバス(道の補助を受け、かつ、国の補助を受けない場合は、道の補助の対象期間においてその経営する一般乗合旅客自動車運送事業で経常利益を生じていない者が取得したバスに限る。)で、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が10以上150以下であるバス路線の運行の用に供されるものとする。

附則に次の3項を加える。

30 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号。次項において「特別法人事業税法」という。)第14条第2項又は第3項の規定による納付は、法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長が行うものとする。

31 特別法人事業税法第14条第5項の規定による通知は、別記第6号様式に準じて作成した通知書により行うものとする。

32 次に掲げる事務は、当分の間、札幌道税事務所長が行うものとする。

- (1) 法附則第29条の9第1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例によることとされた軽自動車税の環境性能割の賦課徴収
- (2) 法附則第29条の10第1項の規定による軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務
- (3) 法附則第29条の11の規定による軽自動車税の環境性能割の申告又は報告の受理
- (4) 法附則第29条の12第2項の規定による軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額の払込み
- (5) 法附則第29条の13の規定により自動車税の環境性能割の還付の例によることとされた軽自動車税の環境性能割に係る過誤納金の還付
- (6) 法附則第29条の15第1項の規定による軽自動車税の環境性能割の申告の件数、軽自動車税の環境性能割額その他必要な事項の報告
- (7) 法附則第29条の15第2項の規定による軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する書類の閲覧等

附則別記第4号様式中「附則第25項」を「附則第22項」に改め、同様式(表)中「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に、

「

とする	を	とする
自動車税		自動車税種別割

」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、

同様式(裏)記載要領7中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式付表末尾欄

外注意3の事項及び5の事項中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第4号様式その2中「法人事業税（外形標準課税）徴収猶予（期間延長）申請書」を「法人事業税（外形標準課税）・特別法人事業税徴収猶予（期間延長）申請書」に改め、同様式その2末尾欄外注意4の事項中「事業税」の次に「及び特別法人事業税」を加える。

別記第4号様式の2の2その2中

「  」を

「  」に、

「  」を「  」に改め、同様式その4中「法人事業税（外形標準課税）徴収猶予（期間延長）通知書」を「法人事業税（外形標準課税）・特別法人事業税徴収猶予（期間延長）通知書」に改め、同様式その6末尾欄外注意の事項の次に次のように加える。

摘要 軽自動車税環境性能割について、徴収猶予の承認通知をするときに使用する場合は、この様式中「自動車税環境性能割徴収猶予承認通知書」とあるのを「軽自動車税環境性能割徴収猶予承認通知書」と、「適用を受ける自動車」とあるのを「適用を受ける軽自動車」と、「登録番号」とあるのを「車両番号」と訂正して使用すること。

別記第4号様式の2の2その8中

「  」を

「  」に、

「  」を「  」に改める。

別記第4号様式の4その2末尾欄外注意の事項の次に次のように加える。

摘要 軽自動車税環境性能割について、徴収猶予の取消通知をするときに使用する場合は、この様式中「自動車税環境性能割徴収猶予取消通知書」とあるのを「軽自動車税環境性能割徴収猶予取消通知書」と、「取消しに係る自動車」とあるのを「取消しに係る軽自動車」と、「登録番号」とあるのを「車両番号」と訂正して使用すること。

別記第4号様式の4その3中

「  」を

「  」に、

「  」を「  」に改める。

別記第6号様式の6その1を次のように改める。

その1 一般用

※税証第	号	
納税証明書交付請求書		北海道 収入証紙欄
		年 月 日
北海道知事（ <input type="text" value="総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長"/> ）様		
住 所（所在地）		
氏 名（名称） <span style="float: right;">㊟</span>		
法 人 番 号	<input type="text"/>	<input type="text"/>

次のとおり、納税証明書の交付を請求します。

証明書の 使用目的	<input type="checkbox"/> 資格審査請求	<input type="checkbox"/> 指定申請	<input type="checkbox"/> 資金借入申請	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請
	<input type="checkbox"/> 建設業決算報告	<input type="checkbox"/> 指名願	<input type="checkbox"/> 譲渡（自動車）	<input type="checkbox"/> 抹消（自動車）
	<input type="checkbox"/> 資格審査請求（道税に滞納がない証明）	<input type="checkbox"/> 酒類販売		
	<input type="checkbox"/> 公益法人事業報告	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）		

証明事項	税 目	年度 及び 区分			証明書の 請求枚数
<input type="checkbox"/> 納付（納入） すべき額、 納付（納入） 済額及び未 納額	<input type="checkbox"/> 法人道民税	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ から ・ ・ まで	枚
	<input type="checkbox"/> 法人事業税及び 特別法人事業税	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ から ・ ・ まで	
	<input type="checkbox"/> 個人事業税	年所得分	年所得分	年所得分	





本 日 分	延滞金額		
	小 計		
計			
総 額			円

税 目	(軽)自動車税 環境性能割	自 動 車 税 種 別 割
税 額	円	円
延滞金額		
小 計		
合 計		

に改め、同様式（3葉）中

前 日 分	税 目	自 動 車 税 環 境 性 能 割	自 動 車 税 種 別 割
	税 額	円	円
延滞金額			
小 計			
本 日 分	税 額		
	延滞金額		
	小 計		
計			

を

総 額 円

税 目	(軽)自動車税 環境性能割	自 動 車 税 種 別 割
税 額	円	円
延滞金額		
小 計		
合 計		

に改める。

別記第26号様式その1（裏）中

年度法人事業税 を

年度法人事業税  
特別法人事業税 に改め、同様式その2（表）中

法人道民業税徴収原簿 を

法人道民業税徴収原簿  
特別法人事業税 に、

事業税 を 事業税・特別法人事業税 に、



法 人 道 民 分	区 分		課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	差引納付すべき税額 (円)
	総額	法人税額又は個別帰属法人税額							
道 民 分	法人税割額 ①								
	道民税の特定寄附金税額控除額等 ②								
	差引法人税割額 ①-② ③								
	租税条約の実施に係る法人税 割額の控除額 ④								
	差引納付すべき法人税割額 ③-④ ⑤								Ⓐ
均 等 割 額			/12				/12		Ⓑ
税	道民税の特定寄 附金税額控除額 等②の内訳	道民税の特定寄附金税額 控除額			外国の法人税等の額の控 除額			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	
		仮装経理に基づく法人税 割額の控除額			仮装経理に基づく法人税 割額の繰越控除額			租税条約の実施に係る 法人税割額の繰越控除額	

に、

地 方 法 人 特 別 分	区 分		更 正 決 定 額			既 に 納 付 の 確 定 し た 額			差引納付すべき税額 (円)
	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)			
総額	所 得 金 額								
	収 入 金 額								
道 民 分	所得割に係る地方法人特別税額								
	収入割に係る地方法人特別税額								
	合計地方法人特別税額								
	仮装経理に基づく地方法人特別 税額の控除額等								
	合 計							Ⓓ	
税	仮装経理に基づ く地方法人特別 税額の控除額等 の内訳	仮装経理に基づく地方法 人特別税額の控除額			租税条約の実施に係る 地方法人特別税額の控除額			仮装経理に基づく地方法 人特別税額の繰越控除額	
							租税条約の実施に係る地方 法人特別税額の繰越控除額		

を

利子割額に関する計算	区 分	更正額 (円)	既に確定した額 (円)
	利子割額(控除されるべき額)		
	控除した金額		
	控除しきれなかった金額		
	既に還付を請求した利子割額		
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			

納期限	年 月 日	納付すべき金額 ①+②+③+④ +⑤	円
-----	-------	--------------------------	---

加 算 金 額	区 分	対象税額 (円)	率 (%)	金 額 (円)
	過少申告加算金			
	不申告加算金			
	重加算金			
	計			⑤
	法 人 事 業 税			
	地 方 法 人 特 別 税			

特 別	区 分	更正 決 定 額			既に納付の確定した額			差引納付すべき税額 (円)
		課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	
総額	所 得 金 額							
	収 入 金 額							
法 人 事 業	本	所得割に係る特別法人事業税額						
	道	収入割に係る特別法人事業税額						
	分	合計特別法人事業税額						
	業	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額等						
	合 計							
税	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額等の内訳	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		仮装経理に基づく特別法人事業税額の繰越控除額		
						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の繰越控除額		
						対象税額	率	金 額

納期限	納付すべき金額	円
年 月 日	①+②+③+④ +⑤	

加 算 金 額	区 分	(円)	(%)	(円)
	過少申告加算金			
	不申告加算金			
	重 加 算 金			
	計			⑤
	法 人 事 業 税			
特 別 法 人 事 業 税				

改める。

別記第49号様式の2その1中「事業税申告納付期限承認通知書」を「事業税・特別法人事業税申告納付期限承認通知書」に改め、同様式その1末尾欄外注意1の事項中「事業税」の次に「及び特別法人事業税」を加え、同様式その2中「事業税申告納付期限不承認通知書」を「事業税・特別法人事業税申告納付期限不承認通知書」に改める。

別記第49号様式の5その1中

「事業税無年 月 日の事業年度から 月間」を

「事業税有年 月 日の事業年度から 月間  
特別法人事業税無年 月 日の事業年度から 月間」に改める。

別記第67号様式の2を次のように改める。

別記第67号様式の2 (第16条の4の2、第66条の6関係)

※	整理番号
年度	番号

区	1 修正
分	2 更正請求

当初申告(決定)
年 月 日

取得原因
1. 売買 2. 相続
3. 贈与 4. 所有権留保解除
5. その他( )

自動車税環境性能割(軽自動車税環境性能割) 修正申告書(更正請求書)  
北海道札幌道税事務所長 様  
次のとおり修正申告(更正の請求)をします。 年 月 日

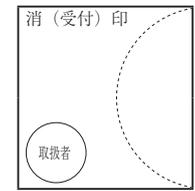
登録番号(車両番号)	運輸支局等	車種区分	かな	番号	旧登録番号(旧車両番号)	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録(取得)年月日	初度登録年月(初度検査年月)
										年 月 日	年 月
納 税 義 務 (フリガナ)	住所 (所在地)	用途 1. 乗用車 2. トラック(貨物) 3. トラック(貨客兼用車) 4. トラック(けん引車) 5. トラック(被けん引車) 6. バス(一般乗合用) 7. バス(その他( )) 8. 三輪小型 9. 特種用途自動車( ) 10. その他( ) 11. バス(一般貸切用)									
		種 別		営・自区分		車 名(通 称 名)			型 式		
		1. 普通 2. 小型		1. 営業用							
		3. 三輪 4. 軽		2. 自家用							
		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		車台番号	
人(人)		kg(kg)		kg		kg					
				総排気量又は定格出力		燃料の種類					
				1 kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他( )					

※印は記載しないでください。

者	氏名 (名称)			主たる定置場 ※ ( ) 内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入 ( )	
	生年月日	年	月	日	
	電話番号	( )			
所有者	住所 (所在地) (フリガナ)			通常の取得価額	
	氏名 (名称)	付加物 (品名)	(価額)	円	
使用者	住所 (所在地) (フリガナ)			修正申告・更正請求者以外に	
	氏名 (名称)	付加物の内訳		円	
旧所有者	住所 (所在地)			中古車の状況	
	氏名 (名称)	区分	課税標準額	税率	税額
旧使用者	住所 (所在地)	正当 (更正後)	①		②
	氏名 (名称)	当初 (更正前)	③		④
		差引き (減額対象額)	①-③		②-④

修正又は更正の請求の理由	
更正の請求をするに至った事情	

※摘要
※照合印



証紙表示欄

別記第68号様式の2中

「納税義務免除  
自動車税環境性能割納税義務免除予定申請(申告)書を  
還付」  
「納税義務免除  
自動車税環境性能割納税義務免除予定申請(申告)書に、  
軽自動車税環境性能割還付」  
「登録番号」を「登録番号(車両番号)」に、適用を受けようとする自動車  
「適用を受けようとする自動車又は軽自動車」に、

「普通」を「普通」に、「自動車税環境性能割の」を「自動車税環境性能割(軽  
小型)軽自」に改める。  
別記第68号様式の3中  
「普通」を「普通」に改め、同様式末尾欄外に摘要の事項として次のように加え

小型

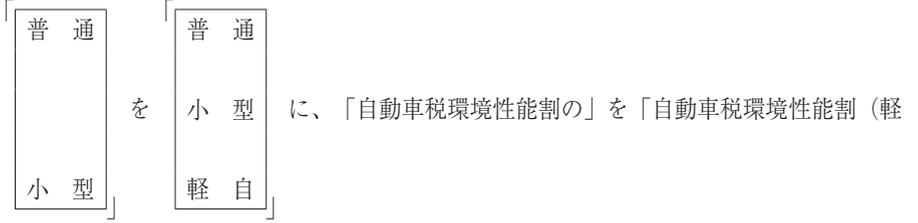
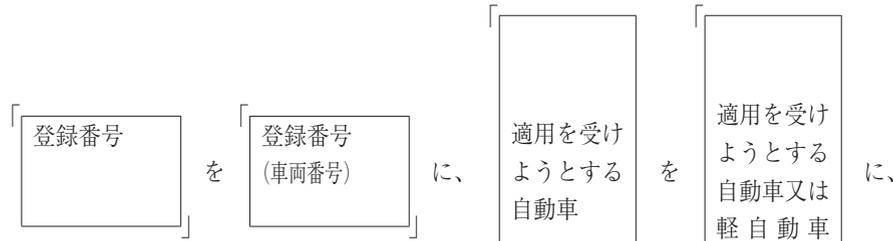
軽自

る。

摘要 軽自動車税環境性能割について、納税義務を免除したことを通知するときに使用する場合は、この様式中「自動車税環境性能割納税義務免除通知書」とあるのを「軽自動車税環境性能割納税義務免除通知書」と、「登録番号」とあるのを「車両番号」と、「自動車税環境性能割」とあるのを「軽自動車税環境性能割」と訂正して使用すること。

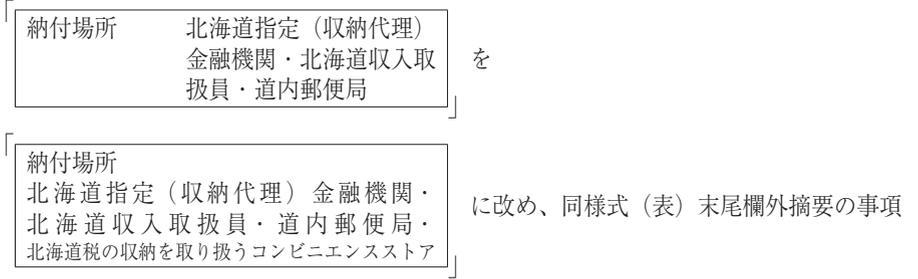
別記第68号様式の4中

「自動車税環境性能割納税義務免除申請書」を  
「自動車税環境性能割納税義務免除申請書」に、  
軽自動車税環境性能割



自動車税環境性能割)の)に改める。

別記第68号様式の5(表)中



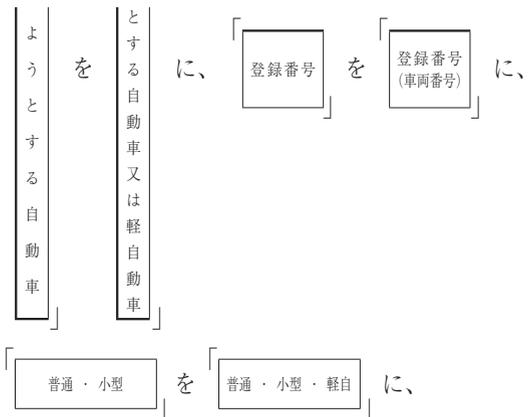
と同摘要2の事項とし、同摘要に次の1事項を加える。

摘要 1 軽自動車税環境性能割について、通知及び告知をするときに使用する場合は、この様式中「自動車税環境性能割」とあるのを「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのを「車両番号」と訂正して使用すること。

別記第70号様式その1(表)中

「自動車税環境性能割・課税免除申請書」を  
種別割減免  
「自動車税環境性能割・軽自動車税・課税免除申請書」に、  
種別割減免

「自動車税環境性能割(種別割)の)を「自動車税環境性能割(自動車税種別割、軽自動車税環境性能割)の)に、



「**既に減免を受けている自動車**」を「**既に減免を受けている自動車又は軽自動車**」に改める。

別記第70号様式その2中

「**自動車税種別割**環境性能割減免申請書」を「**自動車税種別割**環境性能割軽自動車税減免申請書」に、

「**登録番号**」を「**登録番号(車両番号)**」に、

「**減免を受けようとする自動車**」を「**減免を受けようとする自動車又は軽自動車**」に、

「**普通小型**」を「**普通小型軽自**」に、

「**自動車税種別割**環境性能割」を「**自動車税種別割**環境性能割軽自動車税環境性能割」に改める。

**第2条** 北海道税条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第24項中「又は第4項」を「、第4項又は第5項」に改める。

附則第25項中「、第3項」を「又は第3項」に改め、「、第5項又は第6項」を削る。  
(北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第3条** 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則(平成29年北海道規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、北海道税条例施行規則別記第4号様式の2の2その3の改正規定中「同様式その3」を「同様式その4」に改め、同様式その5の改正規定中「同様式その5」を

「同様式その6」に改め、同様式その7の改正規定中「同様式その7」を「同様式その8」に改め、同規則別記第6号様式の7の改正規定中「改め、同様式その6中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に」を削り、同規則別記第35号様式の24の改正規定及び別記第35号様式の35の改正規定中「注意の事項」を「注意1の事項」に改め、同規則別記第35号様式の51末尾欄外摘要の改正規定中「別記第35号様式の51」を「別記第35号様式の51その1」に改め、同規則別記第35号様式の51の2末尾欄外摘要の事項を削る改正規定中「摘要の事項」を「摘要3の事項」に改める。

附則第1項ただし書中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3項中「その3及びその7」を「その4及びその8」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第3条の規定 公布の日
  - 第2条の規定 令和3年4月1日  
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の北海道税条例施行規則(以下「新規則」という。)第67条の7第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に指定金融機関(収納代理金融機関を含む。)に払い込まれた北海道税収入証紙の売りさばき代金(施行日以後の売りさばきに係るものに限る。)に係る売りさばき手数料から適用する。
- この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道税条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
- 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される旧地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項に規定する旧地方法人特別税をいう。)については、旧規則別記第48号様式の2の規定は、なおその効力を有する。